

オージス総研電子証明書発行サービス利用規定

株式会社オージス総研

株式会社オージス総研（以下「当社」といいます。）は、当社が別途提供するサービス（電子証明書の使用を前提とするサービスをいい、以下「親サービス」といいます。）の利用者に対して電子証明書を発行するサービス（以下「本サービス」といいます。）を提供するにあたり、以下のとおり利用規定（以下「本利用規定」といいます。）を定めます。

第1条（用語の定義）

本利用規定において使用する用語の意味は、次の各号に定める通りとします。

1. CA（Certification Authority：認証局）

当社が本サービスのために運用する「オージス総研電子証明書発行サービス認証局」

2. LRA（Local Registration Authority：登録局）

当社が本サービスのために運用する「オージス総研電子証明書発行サービス登録局」

3. 対象システム向け個別規定

本規定をもとに対象システムごとに固有に定める個別の規定

4. 本サービスのサイト

本利用規定の他、本サービス運営に必要な情報をLRAが記載しているWebサイト
<https://universe.eCubeNet.com/ogis-lra/>（2011年9月1日時点のURLであり、変更されることがあり得る）

5. 申請者

本サービスにおいて電子証明書の発行を受けるためにLRAへ発行申請の手続きを取る者

6. 利用者

LRAが発行を承諾し電子証明書が発行された申請者

7. 当社営業日

月～金曜日 但し、祝日および12月30日～1月4日、5月1日を除く

8. 本サービスシステム

本サービスの提供のために用いられるソフトウェア、ハードウェアその他の機器

第2条（利用規定の適用）

1. 当社は、サービス利用規約と親サービスの基本仕様書に基づき本サービスを提供するものとし、利用者は当該規約等に従って本サービスを利用するものとします。但し、本利用規定とその他の規約、仕様書などの規定が抵触する場合は、本利用規定が優先して適用されるものとします。

第3条（本利用規定の変更）

1. 当社は、本利用規定を随時変更することができます。
2. 当社は、前項により本利用規定を変更した場合は、直ちに当社の本サービスのサイトに掲載することにより利用者に通知するものとします。この場合、本サービスの利用条件その他本利用規定の内容は、サービス利用規約第8条および第36条の定めにかかわらず、サイトに掲載された時点から変更後の本利用規定が適用されます。
3. ただし、当社が必要と判断した場合は、変更前に利用者へ通知する場合があります。

第4条（申請方法）

1. 本サービスの利用を希望する者は、規約等の内容を承諾の上、本サービスの利用申請を行なうものとします。
2. 当社は、申請者からの申請を受付後、対象システム向け個別規定に定めた手続きに準拠した審査を実施するものとし、申請者による本サービスの利用の可否を判定します。尚、当社は、可否の判定に際して必要と判断した場合には、申請者に対して追加資料および情報の提供を依頼することがあります。この場合、申請者は、当社に対して追加資料および情報を速やかに提出するものとします。
3. 前項の定めにかかわらず、次の各号に該当する場合には、当社は前項の申請を承諾しないことがあります。
 - ① 当社所定の申請手続きに従わない場合
 - ② 本サービスの提供にあたり、業務上もしくは技術上の問題が生じる、または生じる恐れがある場合
 - ③ すでに有効な電子証明書を保持している場合
 - ④ その他、当社が不適当と判断した場合

第5条（サービスの利用開始）

当社から発信するサービス利用開始の通知（電子メール等の電磁的方法による通知を含みます）が利用者に到達した時をもって、利用者は本サービスの利用を開始できるものとします。

第6条（サービス提供時間）

本サービスの提供時間は、24時間365日とします。但し、サービス利用規約第9条乃至第11条に基づきサービスを停止もしくは制限する場合は、この限りではないものとします。

第7条（利用料）

1. 本サービスの利用料は、親サービスの利用料に含まれます。
2. 当社が親サービスの利用料の負担を利用者に求めない場合は、本サービスの利用料も同様とします。

第8条（サポート）

当社は、本サービスにかかるサポートサービスを以下の通り提供します。

1. 概要

- ① 当社が提供する電子証明書に関する各種マニュアル（以下「マニュアル等」といいます。）に記載された仕様通りに動作しない場合の利用者からの問い合わせへの対応
- ② マニュアル等に記載された通りの操作を行ったときに起きた本サービスの不具合に関する利用者からの問い合わせへの対応

2. 連絡窓口

「イーキューブネット コールセンター」

※連絡先（電話番号、電子メールアドレス）は、本サービスの利用開始時に通知します。

3. 受付時間

当社営業日 9：00～18：00

4. 対応内容

問い合わせの受け付けと回答。

但し、サービス受付時間外に受信したメールでの問い合わせに対しては、翌営業日に対応するものとします。

第9条（機密情報保護）

当社は、電子証明書、電子証明書失効リストを除き、規約等に基づき受領した申請者及び利用者の情報をサービス利用規約第31条に定める秘密情報として取り扱うものとします。

第10条（個人情報の取り扱い）

個人情報の取り扱いは、当社の個人情報保護方針

（<http://www.ogis-ri.co.jp/privacy.html>）およびサービス利用規約第32条に従って適切に取り扱います。

第11条（第三者の知的財産権の利用禁止）

1. 第4条第1項に定める本サービスの利用申請に際し、申請者は、登録商標その他第三者が権利を有する名称を使用することはできません。また、当社は、必要があると判断した場合には、申請者がその名称の正当な権利者であるかどうかを確認することが

できます。確認の結果、申請者が正当な権利者であることが証明できなかった場合、当社は利用申請を拒否し、該当する電子証明書を取り消し、または本サービスの提供を停止することができるものとします。

2. 利用者と第三者間との間で知的財産権侵害に起因する紛争が起こった場合、利用者は、自己の責任と費用負担においてこれを解決し、当社および他の利用者に何等の損害を及ぼさないものとします。また、当社は紛争にかかわる電子証明書を取消す権利を有します。

第12条（電子証明書の発行・再発行・失効）

1. 電子証明書の発行・再発行・失効の手続きについては、マニュアル等に定めるところによります。
2. 電子証明書の利用者を変更する場合は、電子証明書の再発行ではなく、新たに電子証明書の発行を当社に申請する必要があります。

第13条（変更の届出）

サービス利用規約第4条第1項に定める他、本サービスの利用申請に際して提供された情報に誤りや変更があったときは、利用者は、マニュアル等に従い、その旨および変更内容を書面にて速やかに当社に届け出る必要があります。

第14条（使用制限）

当社は利用者による次の行為を禁止します。

- ① 電子証明書を親サービス以外で利用すること。
- ② 利用者の管理の及ばないところへ電子証明書を導入したり、他人に利用させたりすること。
- ③ 第三者に電子証明書の管理を委託すること。
- ④ その他当社および他の利用者に不利益を与える態様で電子証明書を使用すること。

第15条（電子証明書の取消理由）

1. 当社は、第11条に定める他、以下の各号の一に該当する場合には、本サービス提供の過程で利用者に発行された電子証明書を直ちに取消することができます。
 - ① 利用者が、当社が定める取消申請を行ない、当社がそれを受諾した場合
 - ② 当社が利用者に電子証明書を再発行したなどの理由により、再発行前に使用していた電子証明書が不要になった場合
 - ③ 電子証明書の利用申請の内容が正しくないことが発覚した場合
 - ④ 秘密鍵に危殆化が発生した場合、またはそれを疑うべき事実があることを当社が知った場合

- ⑤ 利用者による電子証明書の使用が、本利用規定に反する場合
 - ⑥ 利用者が当社サービスの利用を終了した場合
 - ⑦ 電子証明書内の情報に変更があった場合
 - ⑧ その他電子証明書の有効性に疑義があると当社が合理的に判断した場合
2. 利用者は、次のいずれかの理由が発生した場合、速やかに電子証明書の取消申請を行わなければなりません。
- ① 電子証明書記載情報に変更があった場合
 - ② 私有鍵の盗難、紛失、漏洩、不正利用等により私有鍵が危殆化したまたは危殆化の恐れがある場合
 - ③ 電子証明書の内容、利用目的が正しくない場合
 - ④ 電子証明書の利用を中止する場合
3. 取消申請は、利用者本人以外からの申請も可能とします。

第16条（申請者と利用者の義務）

1. 申請者は、LRAおよびCAに対して、次の事項の義務を負います。
- ① 電子証明書の発行申請に際して、当社に正確かつ完全な情報を提供すること。
2. 利用者は、LRAおよびCAに対して、次の事項の義務を負います。
- ① 本利用規定を遵守し、許可された用途にのみ使用すること。
 - ② マニュアル等に従い、電子証明書内のデータの正確性についての検証および確認が完了してから、電子証明書を使用すること。
 - ③ 当社が利用者に発行した電子証明書を善良な管理者の注意をもって適切に管理し、本利用規定に定める事項を遵守すること。
 - ④ 電子証明書の管理に問題が発生した場合、当社にその旨を報告し、当社の指示に従うこと。
 - ⑤ 電子証明書に記載された情報が変更された場合は当社に通知し、当社が定める取消申請を行なうこと。
 - ⑥ 電子証明書が理由の如何を問わず失効した場合には、その使用を停止すること。
 - ⑦ 電子証明書を使用して行った操作は全て、その電子証明書利用者の責任においてなされたものであること。
 - ⑧ 電子証明書と対になる秘密鍵の管理に関して、最低限下記を遵守すること。
 - (ア) 秘密鍵の管理責任は、その電子証明書の主体者（証明された人）が負うこと。
 - (イ) 秘密鍵をバックアップの取得以外の目的で複製しないこと。
 - (ウ) 秘密鍵を紛失したり鍵が危殆化した場合、速やかに当社に報告すること
 - ⑨ ハードウェアその他の機器等に対する電子証明書の場合、その機器等の管理責任者による対になる秘密鍵の管理を行なうこと。

第17条（当社からの問い合わせと通知）

1. 当社は、本サービスを提供するにあたり、利用者に対して、電話または電子メールで一定の事項についての問い合わせを行なうことがあります。
2. 当社は、利用者への通知をサービス利用規約第36条に定める方法により行ないます。

第18条（利用期間の更新と終了）

1. 本サービスの利用期間は、親サービスの利用期間と同一とします。親サービスの利用期間が変更された場合、本サービスの利用期間も同様に変更されます。
2. 前項により本サービスの利用期間が延長された場合は、利用者は、再度電子証明書の発行に必要なインストール作業を行なうものとします。
3. すべての親サービスの利用が理由の如何を問わず終了した場合、本サービスの利用期間も自動的に満了することとします。

第19条（当社の責任）

1. 当社の責に帰すべき事由により、利用者が本サービスを利用できなかった場合の損害賠償責任は、親サービスの規定に基づくものとし、本項に定める場合を除き、当社は利用者が本サービスの利用に関して被った損害（直接的、間接的にかかわらず、その原因の如何を問いません。）について、その損害を賠償する責を負わないものとします。
2. サービス利用規約第39条第1項各号に定める他、当社は、次の各号に挙げるいずれかの事由により利用者または第三者に生じた損害について一切の責任を負いません。
 - ① 利用者が自己の義務の履行を怠ったために生じた損害。
 - ② 当社、および利用者のハードウェア、ソフトウェアまたは本サービスの故障・不具合によって生じた損害。
 - ③ 本サービスを利用者に提供するために当社が利用する電子通信事業者またはその他の事業者の設備の故障等により、利用者が本サービスを適切に利用することができなくなったことにより利用者が生じた障害。
 - ④ 当社の責に帰することのできない事由で電子証明書および電子証明書失効リストに利用者の情報が公開されたことに起因する損害。
 - ⑤ 電子証明書の使用に関して発生する取引上の債務等、一切の損害。
 - ⑥ 現時点の予想を超えたハードウェア的あるいはソフトウェア的な暗号アルゴリズム解読技術の向上に起因する損害。
 - ⑦ 利用者が本サービスシステムに保存または転送したデータが、本サービス提供のために用いられるシステムもしくはその他の設備の故障またはその他の事由により減失し、または外部に漏れた場合。
 - ⑧ 利用者が本サービスシステムに接続することができず、または本サービスシステムに接続するために通常よりも多くの時間を要した場合。

- ⑨ 本サービスシステムが正常に動作しない場合。
- ⑩ 利用者が申請した電子証明書が発行されない場合、または電子証明書の発行に通常よりも多くの時間を要した場合。
- ⑪ 利用者が本サービスの利用期間を更新しようとしたにもかかわらず、当社がこれを認めなかった場合。
- ⑫ 利用者が電子証明書の適切な管理を欠いたために、第三者により不正に使用された場合。
- ⑬ 危殆化により秘密鍵が第三者により不正に使用された場合。

第20条（利用者の責任）

利用者が本サービスを利用し、故意または過失により当社、および第三者（本サービスの他の利用者を含みます）に損害を与えた場合、当社および第三者は、利用者に対して損害賠償を請求できるものとします。

附 則

本利用規定は、2018年2月1日から施行します。